

型式承認品の目盛様式について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

型式承認品は、計量法、計量法施行令、特定計量器検定検査規則等により要求される仕様、および性能を満足することが必要です。これらの法、令、規則等は、定期的に見直しが実施されます。

この見直しにより、型式承認品の一部の目盛様式を変更する必要が生じたのでお知らせ致します。

下記ご連絡致しますのでご査収の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象型式と対象機種

(1) X952 : GD26・GD27・GD28 の顧客指定の一部の目盛様式

(2) X9618 : AE10 の顧客指定の一部の目盛様式

※ 主として鉄道車輛用向けに製作するもの（顧客指定の一部の目盛様式）が対象です。

2. 対象目盛様式

変更の必要が生じた目盛板の一例を図1、図2に示します。

目盛線に▼形状を使用した目盛様式が対象です。

3. 見直しの背景および JIS 規格の抜粋

計量法では、適正な計量の実施を確保するため、取引若しくは証明に使用され、または主に一般消費者の生活用に使用するために公的に精度の担保が必要な計量器（特定計量器）について、検定等によりその精度が確保されたものを使用することとされており、その検定等の技術基準を特定計量器検定検査規則で規定しています。

特定計量器検定検査規則は、特定計量器の技術革新に迅速かつ柔軟に対応するとともに、国際法定計量機関（OIML）の勧告といった国際規格との整合性を可能な限り図っていく観点から、国際規格を踏まえた日本工業規格（JIS）を引用することを基本としており、JIS が制定・改正されたものから、順次、特定計量器検定検査規則の改正が進められています。

アネロイド型圧力計についても JIS を引用する改正が平成 28 年 1 月に行われ、前述の通り一部の目盛様式が規格に合致しなくなりました。以下に目盛様式に係わる項目を抜粋します。

○ アネロイド型圧力計—第 2 部：取引又は証明用 JIS B 7505-2：2015 （抜粋）

5 指示機構

5.1 アナログ指示機構

a) 子目盛線 子目盛線の幅は、0.2mm 以上かつ目幅の 1/5 以下で全て同一とし、長さは全て同一で、その中心線によって圧力を表すように目盛線が付されていなければならない。ただし、等分目盛の目盛標識は、2 本目、5 本目又は 10 本目ごとに長さを少し長くしてもよい。指針が回転して計量値を指示する目盛標識は、等しい半径位置に、指針の中心に並べなければならない。

b) 親目盛線 親目盛線の幅は、子目盛線の幅以上かつ目幅の 1/3 以下で全て同一とし、長さは子目盛線の長さ以上で全て同一で、その中心線によって圧力を表すように目盛線が付されていなければならない。

図 1 の例では親目盛線が全て同一ではないため規格に合致しません。

図 1・図 2 の例では親目盛線の幅が目幅の 1/3 以下ではないため規格に合致しません。

4. 新規製作について

規格に適合しなくなる仕様（目盛様式）については、“検定付き”での新規製作はできません。同一型式内の他の承認された目盛様式での製作となります。目盛様式については、最寄りの弊社営業所または販売店までお問い合わせください。

5. 修理品について

図 1、図 2 に代表される現在の規格に合致しない仕様の場合には再検定を受けることができませんので、修理をご用命の際は目盛様式の確認をお願いします。

(1) 修理後検定が必要な場合

規格に合致しなくなる目盛様式については、目盛板を同一型式内の他の承認された目盛様式に変更することによって、検定を受けることが可能となります。

目盛様式の変更は計量法上「改造」の扱いになるため、目盛板の交換作業を含めた修理対応は指定製造事業者である長野計器で行います。

なお、目盛様式の変更を伴いますので、ご承知おき頂きたくお願いします。

(2) 修理後検定の必要がない場合

基準適合証印、または検定証印の除去、および目盛板に印字している型式承認番号を除去し、必要な修理を行います。検定は受けませんので、通常の圧力計（特定計量器以外の用途）として使用可能です。

6. その他

ご不明な点がございましたら、最寄りの弊社営業所または販売店までお問い合わせください。

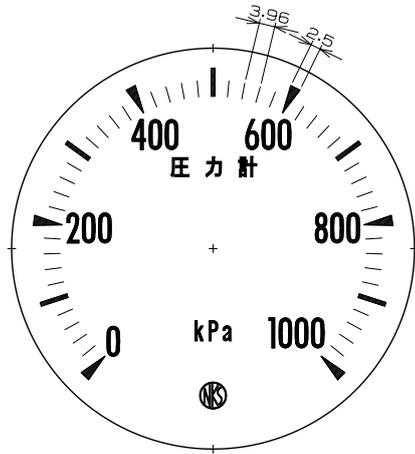


図1 目盛板例1

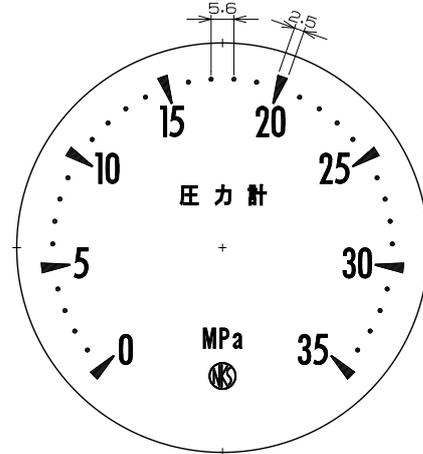


図2 目盛板例2

以上